

# 地域を応援するマンスリー・レター

## 平成27年12月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部  
 北海道開発局開発監理部  
 北海道運輸局企画観光部  
 北海道労働局職業安定部、労働基準部  
 北海道経済部  
 編集事務局：北海道経済部経済企画室  
 経済調査G  
 TEL：011-204-5139  
 平成27年11月20日号（第81号）  
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

### 今月の掲載ラインナップ

所属名	12月号の内容	
北海道経済産業局 <P2～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電力小売の全面自由化に関する消費者向け説明会を開催します ～一般家庭や小規模事業所等が電力会社を選ぶ時代～【新規】</li> <li>●「北海道創業支援フォーラム」を開催します【新規】</li> <li>●下請け取引適正化シンポジウム2015を開催します ～コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化～【新規】</li> <li>●「ブラッシュアップセミナー（バイオ分野）」を開催します ～事業計画・知財戦略・プレゼンテーションのスキルアップを目指して～ 【新規】</li> </ul>	
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道) <P6～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業のための人材育成セミナーのご案内</li> <li>●中小企業大学校旭川校 12月～1月開講講座のご案内</li> </ul>	
北海道開発局 <P10～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「海外おみやげ宅配便」のご案内～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？</li> <li>●「HOP1 ECサイト」のご案内～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～</li> <li>●「楽吃購！日本」台北アンテナショップのご案内～台湾メディアを通じたPRと商品販売をしませんか？～【新規】</li> </ul>	
北海道労働局 <P13～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●キャリアアップ助成金のご案内【追加改正】</li> <li>●キャリア形成促進助成金のご案内【追加改正】</li> <li>●特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者雇用開発助成金」のご案内</li> <li>●特定求職者雇用開発助成金「高齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」のご案内</li> <li>●最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援について</li> <li>●北海道の最低賃金改正のお知らせ</li> </ul>	
(公財)北海道中小企業総合支援センター <P20～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「北海道6次産業化人材育成セミナー」の開催について</li> <li>●「北海道6次産業化展示交流会」出展者の募集について【新規】</li> </ul>	
北海道経済部	食関連産業室 <P22～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「マーケティングアドバイザー」について</li> <li>●「食の磨き上げ職人」について</li> <li>●食クラスター活動について</li> </ul>
	中小企業課 <P24～>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業総合振興資金融資制度のご案内</li> <li>●年末における「休日中小企業経営・金融相談」のご案内【新規】</li> <li>●勤労者福祉資金のご案内【新規】</li> </ul>
	人材育成課 <P26>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●能力開発セミナー（12-1月開講予定）のご案内</li> </ul>

## 電力小売の全面自由化に関する消費者向け説明会を開催します ～一般家庭や小規模事業所等が電力会社を選ぶ時代～

【新規】（北海道経済産業局）

平成 28 年 4 月から電力小売が全面自由化され、電気を使用している全ての方が、電力小売事業者や料金プランを自由に選択できるようになります。

経済産業省では、一般家庭や小規模事業所等で電気を利用（契約）する方を対象に、電力会社を選ぶ際のポイントや留意点などに関する説明会を開催し、皆様の疑問にお答えします。

### ◆開催概要

【日 時】平成 27 年 12 月 9 日（水）13:30～15:30（受付開始 13:10～）

【場 所】TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 3A  
（札幌市北区北 7 条西 2 丁目 9 ベルヴェオフィス札幌 3 階）

【対 象】一般消費者、事業者等

【定 員】180 名（参加無料）

【次 第】・電力小売の全面自由化に関する説明  
・質疑応答

【主 催】経済産業省・北海道経済産業局

### ◆申込方法

申込方法や詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokse/20151111/index.htm>

申込締切：平成 27 年 12 月 4 日（金）

### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 電力取引監視室

TEL：011-709-2311（内線 2535）

FAX：011-709-4138

E-mail：hokkaido-kanshi@meti.go.jp

## 「北海道創業支援フォーラム」を開催します

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業基盤整備機構、中小企業庁と共催で、平成 27 年 12 月 10 日に、「北海道創業支援フォーラム」を開催します。

本フォーラムは、積極的に創業支援事業に取り組む地域において、鍵となる役割を担っているキーパーソンをお招きし、地域における創業支援（仕事づくり）の必要性など創業支援活動の意義、支援実績等について紹介をいただきます。

#### ◆開催概要

- 【日 時】平成 27 年 12 月 10 日（木）14:30～18:45  
【会 場】TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 3 A  
（札幌市北区北 7 条西 2 丁目 9）  
【主 催】中小企業基盤整備機構、中小企業庁、北海道経済産業局  
【対象者】市町村、商工会議所・商工会、金融機関、その他創業支援事業者  
【定 員】100 名程度（参加無料）

#### ◆プログラム

##### (1) 基調講演（14:30～15:30）

「創業支援事業における地域金融機関の役割」

多摩信用金庫 価値創造事業部 部長 長島 剛 氏

##### (2) パネルディスカッション（15:40～17:10）

「北海道における創業支援の取組」

【パネラー】

- 一般財団法人旭川産業創造プラザ 中川 敏史 氏
- 日本政策金融公庫 小野 晋 氏
- 株式会社さっしん地域経済金融センター 徳富 義則 氏

【コーディネータ】

- 北海学園大学 教授 佐藤 大輔 氏

【コメンテーター】

- 中小企業庁創業・新事業促進課 鈴木 智也 氏

##### (3) 名刺交換会（会費制）（17:15～18:45）

#### ◆申込方法

申込方法や詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20151119/index.htm>

申込締切：平成 27 年 12 月 4 日（金）

#### ◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL：011-709-2311（内線 2577）

FAX：011-709-4138

E-mail：hok-sogyo@meti.go.jp

下請け取引適正化シンポジウム 2015 を開催します  
～コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省中小企業庁及び北海道経済産業局では、下請取引適正化の推進を図るため、以下のとおり、「下請取引適正化推進シンポジウム 2015」を平成 27 年 12 月 11 日（金）に開催します。

#### ◆開催概要

【日 時】平成 27 年 12 月 11 日（金）13:30～16:40

- 【会場】北海道経済センター 8階「Aホール」（札幌市中央区北1条西2丁目）  
【対象】親事業者、下請事業者の取引担当者  
【定員】150名（参加無料）  
【主催】経済産業省中小企業庁・北海道経済産業局  
【後援】（公財）全国中小企業取引振興協会、全国中小企業団体中央会、日本経済新聞社

#### ◆プログラム

##### ○基調講演

【演題】下請代金法とコンプライアンスの取組について

【講師】太樹法律事務所 高橋 善樹 氏

##### ○事例紹介

コンプライアンス（下請代金法遵守など）の強化に取り組む企業（親事業者）から先進事例を発表いただきます。（2社予定）

##### ○パネルディスカッション

【テーマ】コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して

親事業者の取組事例と違反事例等を参考に、コンプライアンス強化と取引適正化のあり方について議論します。

#### ◆申込方法

申込方法や詳細については、下記のウェブサイトをご覧ください。

下請け取引適正化推進シンポジウム 2015 公式ウェブサイト

<http://www.shitauke-tekiseika.jp/>

申込締切：平成 27 年 12 月 9 日（水）

#### ◆問い合わせ先

下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー事務局

〒104-8176 東京都中央区銀座7丁目13番20号

TEL：03-5565-5381

FAX：03-3541-7533

受付時間：10:00～17:30（平日）

開設期間：平成 27 年 12 月 11 日（金）17:30 まで

#### <下請取引適正化推進月間>

中小企業庁及び公正取引委員会では、下請取引の適正化について、従来からその推進を図っており、特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に普及・啓発事業を集中的に行っています。

## 「ブラッシュアップセミナー（バイオ分野）」を開催します ～事業計画・知財戦略・プレゼンテーションのスキルアップを目指して～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局と（一財）バイオインダストリー協会では、創薬医療系バイオベンチャー、バイオ分野へ新たに参入した中小企業及び大学・研究機関・公設試等の産学官連携担当者向けのブラッシュアップセミナーを開催します。

本セミナーでは、事業計画・知財戦略・プレゼンテーションなど、それぞれの分野でビジネスを行っている道外コーディネータから具体的なお話をいただくとともに各テーマに沿った意見交換も実施する予定です。

### ◆開催概要

【日 時】平成 27 年 12 月 18 日（金）13:30～18:00

【会 場】ACU／アキュ 会議・研修施設 1605 室

（札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 アスティ 45 16 階）

【対 象】創薬医療系バイオベンチャー、バイオ分野へ新たに参入した中小企業、大学・研究機関・公設試等の産学連携担当者

【定 員】20 名（先着順・参加無料）

### ◆プログラム

13:30～ 開会挨拶及び趣旨説明（（一財）バイオインダストリー協会）

13:35～ 【テーマ】事業計画

【講 師】松本 正 氏（（株）レクメド 代表取締役社長）

14:50～ 休憩

14:55～ 【テーマ】知財戦略

【講 師】中谷 智子 氏（長谷川国際特許事務所 弁理士）

16:10～ 休憩

16:15～ 【テーマ】プレゼンテーション

【講 師】稲葉 太郎 氏（レミジェス・ベンチャーズ(株)代表取締役）

17:30～ 各講師との面談会（希望者）

### ◆申込方法

プログラム詳細や申込方法については、以下をご覧ください。

ご案内・プログラム（（一財）バイオインダストリー協会のウェブサイト）

[https://ssl.alpha-prm.jp/jba.or.jp/pc/activitie/open\\_innovation/guidance/001985.html](https://ssl.alpha-prm.jp/jba.or.jp/pc/activitie/open_innovation/guidance/001985.html)

申込締切：平成 27 年 12 月 9 日（水）

### ◆問い合わせ先

（一財）バイオインダストリー協会 事業連携推進部（担当：高倉 薫、森下 節夫）

TEL：03-5541-2731

E-mail：cl-bv@jba.or.jp

# 中小企業のための人材育成セミナーのご案内

11月～12月に道内5都市で開催

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、中小企業の人材育成をサポートするために設立された国の研修機関です。

平成27年11月～12月に、道内5都市において、中小企業のための人材育成セミナー（無料）を開催いたします。お申し込みは、ファックスでお受けしています。

## ◆テーマ

中小企業のための人材育成セミナー

～ 採用・定着化と業績アップに布石を打つための人材育成 ～

## ◆セミナーのねらい

企業にとって人材こそが最重要の経営資源であり、人材は「人財」とも言われています。

このセミナーでは、企業の経営力を強くするだけでなく、スタッフの新規採用や定着化にも効果を発揮する人材育成のあり方について理解して頂きます。

◆対象者 中小企業の 経営者、経営幹部、管理者、その候補者 / 個人事業主

◆参加料 無料

### 【旭川会場】

日時 : 11月24日(火) 13:20～15:45

会場 : 中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2-1)

講師 : ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本篤彦氏

### 【釧路会場】

日時 : 11月27日(金) 13:20～15:45

会場 : 釧路プリンスホテル(釧路市幸町7-1)

講師 : オフィス後藤経営 代表 後藤直樹氏

### 【函館会場】

日時 : 11月30日(月) 18:00～20:25 <開催時間にご注意ください>

会場 : ホテル函館ロイヤル(函館市大森町16-9)

講師 : ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本篤彦氏

### 【札幌会場】

日時 : 12月2日(水) 13:20～15:45

会場 : (独)中小企業基盤整備機構北海道本部 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目1-7)

講師 : エムストリームコンサルティング(株) 代表取締役 植田正樹氏

### 【北見会場】

日時 : 12月4日(金) 13:20～15:45

会場 : ホテル黒部(北見市北7条西1丁目1)

講師 : オフィス後藤経営 代表 後藤直樹氏

◆申込書は、ウェブサイトに掲載しています。

[http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps\\_data/material/inst\\_asahikawa/pdf/15\\_jinnzaiikuseisemi\\_na.pdf](http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps_data/material/inst_asahikawa/pdf/15_jinnzaiikuseisemi_na.pdf)

※(無料)人材育成セミナーのお申し込みは、ファックスのみで受付いたします。

# 中小企業大学校旭川校 12月～1月開講講座のご案内

## ～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)



中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成27年12月～平成28年1月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

### No. 21 法令遵守とビジネス法務講座 ～ 法務リスクに対応する！法律の知識とコンプライアンス ～

経営幹部や総務部門の管理者などに求められる基本的な各種法律等を学ぶとともに、会社を法務リスクから守るために真に必要なコンプライアンス体制を作り上げるために必要な考え方を学びます。

#### ◆この研修のポイント

1. 企業活動に必須の法律の知識を、事例を出しながら分かりやすくお伝えします。
2. 事例をもとに、法令違反が経営に及ぼす重大リスクを理解して頂きます。
3. 単なる知識の習得ではない、コンプライアンス体制の構築を目的とします。

◆実施期間 12月2日(水)～4日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 弁護士(札幌総合法律事務所) 田代耕平氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090504.html>

### No. 22 成果を上げる実践的仕事管理術 ～ 段取り八分！少人数で出来る効率的かつ成果につながる仕事のコツ ～

様々な場面で応用の利く、仕事の効率的・効果的な進め方(段取り力)と限られた人数でしっかりと成果を上げるための業務マネジメント手法について学んでいただきます。

#### ◆この研修のポイント

1. 仕事は段取り八分！ 段取り力を高めたい方に最適な講座です。
2. 少人数でも、強いチームをつくるためのポイントを学びます。
3. 目先の問題だけでなく、根本的な問題を解決することで大きな効率化を図るためのポイントを学びます。

◆実施期間 12月14日(月)～16日(水)

- ◆研修時間 3日間(21時間)
  - ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
  - ◆受講料 31,000円(税込)
  - ◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤宏一氏
  - ◆詳細はこちら
- <http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090505.html>

No. 501 経営幹部・管理者のためのリスクマネジメント講座  
～ 職場におけるメンタルヘルスとコミュニケーション ～

ストレス社会の現代において、押さえておきたい安全配慮義務とメンタルヘルスに関する基本知識を理解するとともに、コミュニケーション技法、社内サポート体制づくりについて学んでいただきます。

◆この研修のポイント

- ・ストレスチェック義務化法 2015年12月施行
- ・組織・職場の人間関係、労務に強い関心をお持ちの方におすすめです。
- ◆実施期間 12月17日(木)～18日(金)
- ◆研修時間 2日間(12時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 NPO法人 日本臨床心理カウンセリング協会 理事・統括事務局長 園田真司氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090513.html>

No. 23 業務改革推進実践講座  
～ 利益を生み出す業務プロセスの革新をめざして! ～

自社の業務の流れ・プロセスを見直すことは、コスト削減ひいては利益を上げる効果が期待できます。本研修では、その着手に必要な様々な手法を理解し、自社の規模や成熟度に合わせて応用するノウハウを学びます。

◆この研修のポイント

- ・自社の業務の見直しをお考えの方におすすめの研修講座です。
- ◆実施期間 1月13日(水)～15日(金) / 3月7日(月)～9日(水)
- ◆研修時間 6日間(3日×2回)(42時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 58,000円(税込)
- ◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部裕樹氏  
有限会社B・Pサポート 代表取締役 田坂和大氏
- ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090506.html>

★今年度は、好評のコミュニケーション講座を追加開催します★

No. 502 組織力を高めるコミュニケーション講座・冬

組織内における部下・上司の業務連絡や日常会話はもちろん、対外的な顧客対応においても、円滑なコミュニケーションは不可欠です。本研修では、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

・組織内はもちろん、対外的な顧客対応を含め、コミュニケーションの能力向上を図りたい方におすすめの研修講座です。

◆実施期間 1月25日(月)～27日(水)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク 代表 渡辺章二氏

株式会社キャラウィット 代表取締役 上岡実弥子氏(中小企業診断士)

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090514.html>

No. 503 1日でわかる戦略的会計

不況を勝ち抜く会計実務 ～ 儲かるしくみと資金計画 ～

儲ける経営、お金を生む経営のための会計情報の見方と経営活動での活用法をわかりやすく解説し、売上予算作成、利益・資金計画策定に役立つ実践的内容の研修講座です。

◆この研修のポイント

・管理会計の基本知識と会計情報の実践的活用法を習得したい方におすすめの研修講座です。

◆実施期間 1月29日(金)

◆研修時間 1日間(6時間)

◆対象者 経営者、経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 西野税理士事務所 所長 西野光則氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090515.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>

# 「海外おみやげ宅配便」のご案内

## ～外国人観光客に生鮮品を販売しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP 1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を、「HOP 1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。

◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。

◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金（税抜き）

香港、台湾	5kg 以内・・・7,000円	10kg 以内・・・9,000円	15kg 以内・・・11,000円
シンガポール、マレーシア	5kg 以内・・・11,000円	10kg 以内・・・14,000円	15kg 以内・・・17,000円

※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内

- ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
- ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
- ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。

◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。

◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。

[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)

◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当：富岡、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道の美味しい物を自分の国に送りたいなあ

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入 → 海外まで宅配

重量	香港・台湾	シンガポール	重量	香港・台湾	シンガポール	重量	香港・台湾	シンガポール
5kg 以内	7,000円	11,000円	10kg 以内	9,000円	14,000円	15kg 以内	11,000円	17,000円

※台湾は関税・営業税として別途(商品代金+物流経費)×30%が必要となります。シンガポールは付加価値税として別途(商品代金+物流経費)×7%が必要となります。

重量	香港への配送例	台湾への配送例	シンガポールへの配送例
5kgの商品を配送する際の例（消費税0%の場合）	商品代金 10,800円 HOP1利用料金 7,560円 送料・包装費 18,360円	商品代金 10,800円 HOP1利用料金 7,560円 送料・包装費 23,868円	商品代金 10,800円 HOP1利用料金 11,880円 付加価値税 1,588円 送料・包装費 24,268円

# 「HOP 1 ECサイト」のご案内

～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP 1 ECサイト」を開設します(稼働は12月以降を予定)。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP 1 サービス」を利用して購入者の本国へ配送します。
- ◆対象者 ・ 「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。  
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・ 掲載初期手数料 5,000 円  
・ 月額手数料 2,000 円  
・ 販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)  
※以下はオプションです。  
・ 商品撮影1カット 3,000 円～  
・ 原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・ HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。  
[http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/omiyage.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html)
- ◆照会先 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当: 富岡、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

# 「樂吃購！日本」台北アンテナショップのご案内

## ～台湾メディアを通じたPRと商品販売をしませんか？～【新規】

### (北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、台湾における日本観光情報サイト「樂購(ラーチーゴ)！日本」を運営する(株)ジーリーメディアグループ様(以下、ジーリー社)及び北海道テレビ放送(株)様(以下、HTB社)と連携した北海道産品の販売事業を実施します。募集要項における募集期限は11月11日(水)となっておりますが、アンテナショップは継続的に販売を行う予定ですので、ぜひご検討ください。

- ◆事業概要
  - ・道産商品の取材を受けていただき、台湾向けWEBサイト「樂吃購！日本」及びHTB社のTV番組「LOVE HOKKAIDO」で情報発信します。また、ジーリー社がオープンする「樂吃購！日本」台北アンテナショップ(仮称)内において、それらの商品をHOPで直送して販売します。また、選定された商品はジーリー社が国内卸価格で出品者様より直接買取させていただきますので、海外リスクを負うことなく、海外販路拡大が期待できます。
- ◆対象者
  - ・商品出品にあたり、メディアの取材を受けていただける北海道内の企業
- ◆対象商品
  - ・北海道にて生産または加工されていること
  - ・「北海道らしさ」をイメージできる、台湾ではあまり知られていない商品であること
- ※賞味期限が3ヶ月以上の道産食品(加工品が望ましい)、消費期限が3ヶ月以上の一般化粧品(医薬品成分を含まないもの)、その他雑貨類など
- ◆費用
  - ・商品選考用サンプルの無償提供及び指定場所(ジーリー社)への輸送費
  - ※食品・一般化粧品の場合:10人程度がお試しできる分量
  - ・取材対応時の商品サンプルの無償提供(分量は取材内容に応じて要相談)など
- ◆事業実施主体
  - ・(株)ジーリーメディアグループ(代表取締役社長 吉田 皓一)
  - WEBサイト: <http://www.geelee.co.jp>
  - 樂吃購(ラーチーゴ)！日本: <http://www.letsgojp.com>
- ◆申込先
  - ・イベント事務局(ヤマト運輸(株)北海道支社 国際物流企画推進室)
  - TEL:011-896-0543 FAX:011-894-5769 E-mail:hopzimukyoku@raram.com
  - 担当:鳥取、荒木、吉田
- ◆照会先
  - ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:富岡、藪田)
  - ※詳細につきましては、北海道開発局のホームページをご覧ください。
  - [http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/platform/antennashop.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/antennashop.html)



ラーチーゴ！日本 media data(Sep. 2015)

- ・月間UV/PV:700,000 / 4,000,000
- ・Facebookページ ファン数:460,000人(国籍比率:台湾人 80% 香港人 20%)
- ・メインユーザー層:25-34歳 女性
- ・掲載企業数:500社(全国)



※店舗イメージ

## キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）追加改正

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助 成 内 容		助 成 額 ( ) は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり50万円（40万円）★ ② 有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③ 無期→正規：1人当たり30万円（25万円）★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）
②多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または直接雇用 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇入れ	① 勤務地・職務限定正社員制度規定・適用：1事業所当たり40万円（30万円） ② 有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員：1人当たり30万円（25万円）★ ③ 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、及び若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合、1人当たり10万円加算（中小企業以外も同額）
③人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練（Off-JT） ・ 有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練） （Off-JT） ・ 育児休業中訓練（Off-JT） を行った場合	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1人1時間当たり800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円（20万円） 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円（30万円） ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ ●OJT《1人当たり》 実施助成：1人1時間当たり800円（700円）
④処遇改善 コース	すべてのまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し2%以上増額★させた場合	① すべての賃金テーブル改定：1人当たり3万円（2万円） ② 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定：1人当たり1.5万円（1万円）★ ③ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算（中小企業以外も同額）★
⑤健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合	1事業所当たり40万円（30万円）

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合	1人当たり10万円(7.5万円)
----------------------	--	------------------

◆★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## キャリア形成促進助成金のご案内（北海道労働局）追加改正

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

### ○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※( )額は大企業の額
①ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

### ○ 事業主向け

助成内容		助成額※( )額は大企業の額	
②政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)	
②グローバル人材育成コース			健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
③中長期的キャリア形成コース			海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
④熟練技能育成・承継コース			中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
	大企業 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	

⑤若年人材育成コース	大企業 中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	経費助成：通常 1/2(1/3) ※認定事業主 2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800 円 (400 円)
⑥育児中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h 当たり 800 円 (400 円)
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けた OJT 付き訓練 (①のアを除く)	経費助成：1/2 賃金助成：1h 当たり 800 円
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	OJT 実施助成 (⑦)：1h 当たり 600 円
⑨ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h 当たり 400 円

※⑤若年人材育成コースの認定事業主とは、若者雇用促進法に基づく認定事業主のことです。

#### ○ 事業主団体等向け

助成内容		助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	経費助成：1/2 (育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2/3)

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

# 特定求職者雇用開発助成金「特定就職困難者雇用開発助成金」のご案内

## (北海道労働局)

「特定就職困難者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

### 離職割合要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件①または②のいずれかに該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

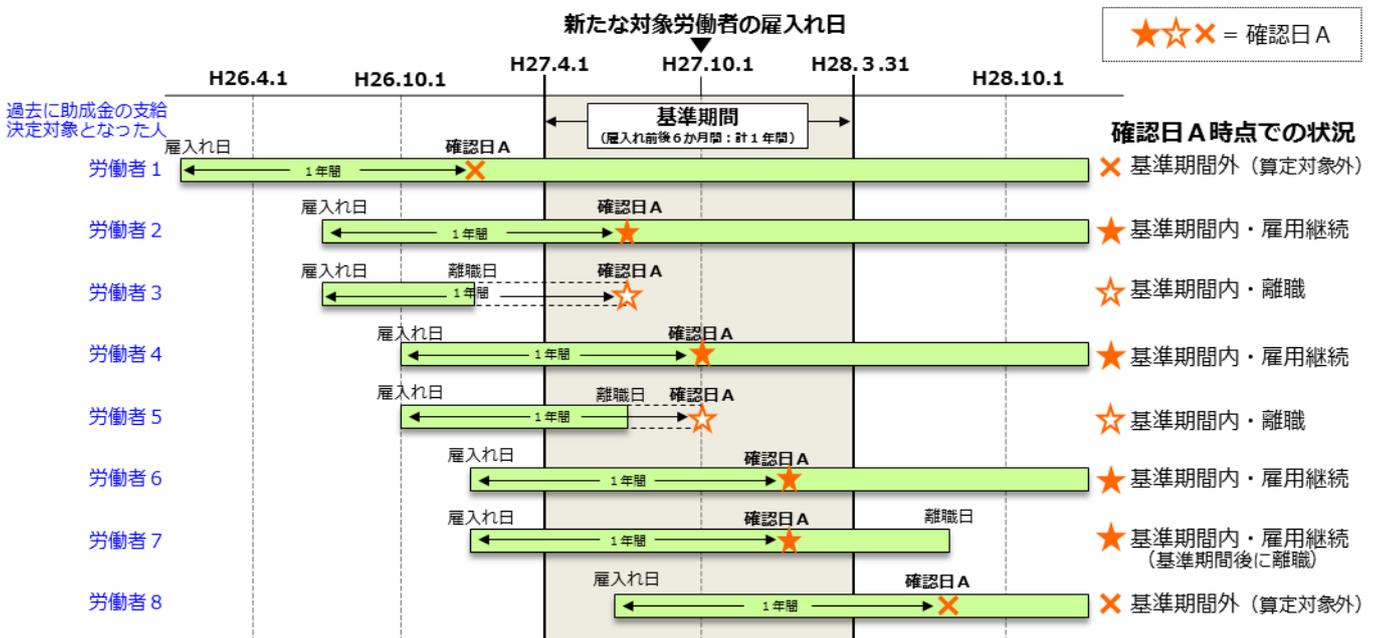
#### <要件①> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

#### ◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



#### <離職割合の算出方法>

① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）

② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（%）：②2名 ÷ ①6名 = 33.3%

**<要件②> 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること**

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に助成対象期間※2の末日の翌日から起算して1年を経過する日(=確認日B) ※3がある人が5人以上いる場合で、その確認日B時点での離職割合※4が50%を超えている場合

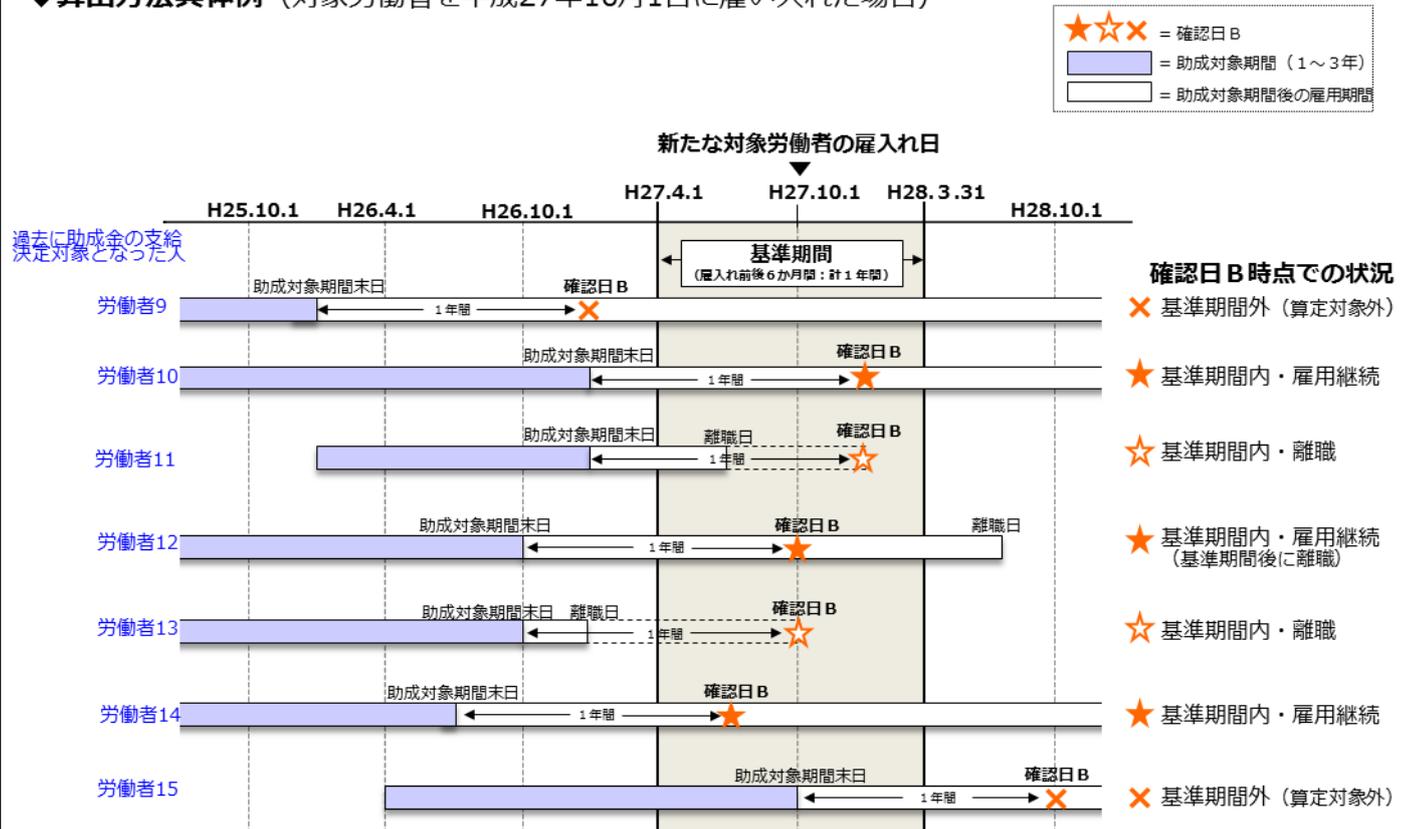
※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とする

※3 助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とする

※4 離職割合(%) = (確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人) ÷ (確認日Bが基準期間内にある人)

**◆算出方法具体例 (対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合)**



**<離職割合の算出方法>**

① 確認日Bが基準期間内(H27.4.1からH28.3.31)にある人(分母)

② 確認日Bが基準期間内にある人のうち確認日B時点で離職している人(分子)

※労働者9と労働者15は確認日Bが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合(%) : ② 2名 ÷ ① 5名 = 40.0%

**<注意事項>**

- ▶「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶ 離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求め場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶ 「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高齢者雇用開発特別奨励金」、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶ 助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局(職業安定部)にお問い合わせください。

# 特定求職者雇用開発助成金「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」のご案内 （北海道労働局）

「高年齢者雇用開発特別奨励金」「被災者雇用開発助成金」は、平成27年10月1日から、下記のように支給要件の一部を変更します。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

## 離職割合要件の追加

平成27年10月1日以降、対象労働者を雇い入れる場合

過去にこの助成金を受給した事業所で、助成金の対象となった労働者の離職割合が高い場合（以下の要件に該当する場合）、新たな対象労働者の雇入れについて、この助成金を受けることはできません。

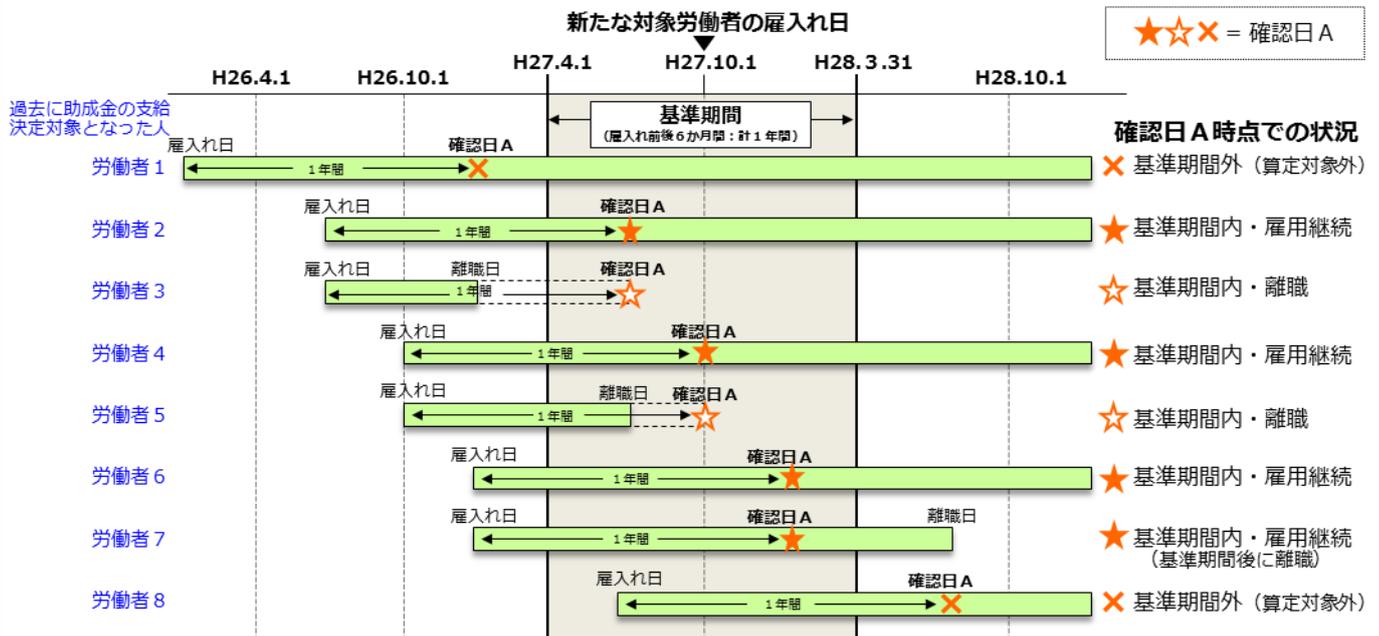
### <要件> 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること

過去にこの助成金の支給決定の対象となった労働者について、基準期間※1内に雇入れ日から起算して1年を経過する日（＝確認日A）がある人が5人以上いる場合で、その確認日A時点での離職割合※2が50%を超えていること

※1 新たな対象労働者の雇入れ日の前後6か月間

※2 離職割合（%）＝（確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人）÷（確認日Aが基準期間内にある人）

### ◆算出方法具体例（対象労働者を平成27年10月1日に雇い入れた場合）



### <離職割合の算出方法>

- ① 確認日Aが基準期間内（H27.4.1からH28.3.31）にある人（分母）：6名（労働者2～労働者7）
- ② 確認日Aが基準期間内にある人のうち確認日A時点で離職している人（分子）：2名（労働者3、労働者5）

※労働者1と労働者8は確認日Aが基準期間内にないため算定対象外

⇒ 離職割合（%）：②2名 ÷ ①6名 = 33.3%

### <注意事項>

- ▶「離職」には原則、理由を問わず、すべての離職を含みますが、対象労働者の死亡、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇、同一事業所に継続して2年以上雇用され、かつ65歳以上の年齢で離職した人などは除きます。
- ▶離職割合要件の確認に当たって、関係書類の提出を求めめる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ▶「特定就職困難者雇用開発助成金」、「高年齢者雇用開発特別奨励金」<sup>18</sup>、「被災者雇用開発助成金」のいずれかで離職割合要件に該当する場合は、この3つの助成金の新たな対象労働者の雇入れについて不支給となります。
- ▶助成金の受給に当たっては、このほか、各種要件があります。ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局（職業安定部）にお問い合わせください。

# 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ(北海道労働局)

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」 **もう、チェックした!**

## 北海 道 の 最 低 賃 金



### 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	<b>764</b> 27.10.8発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

### 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定(産業別)最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>813</b> 27.12.6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>876</b> 27.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>804</b> 27.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>810</b> 27.12.5発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。  
・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「全国最低賃金総合電話相談センター」へ ～  
フリーダイヤル0120-311-615 (まずは気軽に電話を!)  
詳細は <http://www.toukiren.or.jp/join05.html>

・ 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01.html>

# 「北海道 6 次産業化人材育成セミナー」の 開催について

## (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、農林漁業者等が6次産業化に取り組む際の留意点等に関する講演及び実践的な演習（ワークショップ）や事例紹介等を行うことにより、農林漁業者等の6次産業化への取り組みを推進することを目的に「北海道6次産業化人材育成セミナー」を下記3地域で開催します。

### ◆開催場所及び開催日時

開催場所	会場	開催日時
岩見沢市	空知総合振興局「講堂」	平成 27 年 12 月 1 日(火) 13:00~17:00
新ひだか町	日高生産連ビル「第 1 会議室」	平成 27 年 12 月 10 日(木) 13:00~17:00

### ◆主催

北海道

### ◆実施主体

(公財)北海道中小企業総合支援センター（北海道6次産業化サポートセンター）

### ◆定員

各会場とも 30 名程度（個別相談会 5 名程度）

### ◆参加料

無料

### ◆参加対象

- ・ 6 次産業化に取り組んでいる、又はこれから取り組もうとする農林漁業者等
- ・ 6 次産業化の取り組みをサポートする 2 次・ 3 次産業者並びに行政・支援機関関係者等

### ◆カリキュラム（予定）

時刻	帯広開催	岩見沢開催	新ひだか開催
[第 1 部]			
13:00~13:05	主催者挨拶		
13:05~14:05	講演「6次産業化における商品づくりのポイント」(仮題)		
14:15~15:30	ワークショップ 「自家(自社)の強み・弱みを知る」(仮題)	ワークショップ 「SNS 等によるプロモーションの実践」(仮題)	事例紹介 「地元農産物を活用した6次産業化の事例」(仮題)
15:30~15:50	6次産業化に係る施策説明		
[第 2 部]			
16:00~17:00	個別相談会（希望者のみ）		

### ◆申込み・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 経済センタービル 9 階

(公財)北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当：澤村、伊藤

TEL：011-200-0013 FAX：011-232-2011 E-mail：support6@hsc.or.jp

# 「北海道6次産業化展示交流会」出展者の 募集について【新規】 (公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、6次産業化に取り組んでいる、又は取り組もうとする農林漁業者等と2次・3次産業者との交流及び商社、百貨店、飲食店等のバイヤーとのマッチングの機会を提供する「交流商談会」及び6次産業化に取り組む農林漁業者等の課題解決等を図るため、希望者を対象に「個別相談会」を開催します。

併せて、6次産業化商品の試食等を通じて農林漁業者と食品製造業者及び流通業者等との意見交換等を目的とした「試食懇談会」を開催します。多数の皆様の出展をお待ちしています。

## ◆開催日時

平成28年2月2日(火) 10:00~18:45

## ◆開催場所

ロイトン札幌(札幌市中央区北1条西11丁目1)

【第1部】個別相談会(10:00~12:00) 3F「エメラルドルーム」(希望者のみ)

交流商談会(12:00~17:00) 3F「ロイトンホール」

【第2部】試食懇談会(17:30~18:45) 1F「キャッスル」(希望者のみ、有料)

## ◆主催

【第1部】北海道

【第2部】(公財)北海道中小企業総合支援センター(北海道6次産業化サポートセンター)

## ◆実施主体

(公財)北海道中小企業総合支援センター(北海道6次産業化サポートセンター)

## ◆後援

農林水産省北海道農政事務所／北海道経済連合会／(一社)北海道商工会議所連合会／北海道商工会連合会／北海道農業協同組合中央会／(一社)北海道貿易物産振興会／日本政策金融公庫／北洋銀行／北海道銀行／北陸銀行

## ◆出展料

無料、ただし、試食懇談会に参加の場合は、参加費として2,000円(税込)／人を頂戴します。

## ◆出展対象者

- 6次産業化に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする農林漁業者
- 農林漁業者からの依頼を受けて生産を行う食品製造業者
- 農林漁業者と連携して商品やサービス等の展開を図る卸・小売業者
- 6次産業化商品を活用したメニュー開発等に取り組むレストラン・飲食店等
- 6次産業化の取り組みに必要な施設及び機械設備等製造・販売業者

## ◆出展対象品

- 農産品及び農産加工品
- 酪農加工品(チーズ、バター、ヨーグルト等)、牛乳・加工乳等
- 畜産加工品(精肉、ハム、ソーセージ、ウィンナー、ベーコン、乾燥肉等)
- 水産加工品(塩干物、燻製品、練製品、缶・びん詰、冷凍加工品等)
- 飲料・飲料原料(清涼飲料水、ドリンクベース、加工果実、シロップ等)
- 調味料(味噌、醤油、ドレッシング、甘味料等)
- その他加工品(パン・菓子、卵・卵加工品、オーガニック食品、機能性食品等)
- 食品製造機械、包装機械、計量機器等
- 販売管理システム等

## ◆来場バイヤー等(予定)

- 道内外の食品関連バイヤー(商社、百貨店、スーパー、飲食店、ホテル等)
- 食品関連卸売業者

(c) 農林漁業者と連携して6次産業化に取り組もうとする食品製造・販売業者、他

◆展示小間の概要

- (a) 展示テーブル：W1800×D900×H700mm（白布付）
- (b) 背面パネル：W900×H1800mm
- (c) L字スタンド：社名掲示用ポップスタンド
- (d) 使用可能電力：100V／2kW まで（カセットコンロ等火気の使用は別途ご相談ください）
- (e) その他：電気調理器具、試食用の食材・食器類等は出展者でご用意ください
- (f) 募集小間数：50 小間程度

◆募集締切

平成27年12月11日（金）

◆当日のスケジュール（予定）

時刻	プログラム	内 容
【第1部】 10:00～12:00	個別相談会	交流商談会に出展の6次産業化に取り組む事業者のうち、希望者を対象としたバイヤー及び専門家等による商品づくりや販路開拓等に関する相談会（1面談25分）
12:00～17:00	交流商談会	12:00～12:50 交流会（出展者内覧会） 12:50～13:00 主催者挨拶 13:00～17:00 商談会（来場者向け試食・展示商談会）
【第2部】 17:30～18:45	試食懇談会 （希望者のみ、有料）	・出展者、バイヤー、2次・3次業者及び関係機関等による立食形式の懇談会 ・商談会出展者による試食の提供 ・希望者を対象とした自社PR3分間スピーチ

◆申込み・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

（公財）北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当：澤村、伊藤

TEL：011-200-0013 FAX：011-232-2011 E-mail：support6@hsc.or.jp

## 「マーケティングアドバイザー」について（北海道）

◆概要：道では、「北海道どさんこプラザ」（東京・名古屋・札幌）事業の一環として、道内の中小企業等の商品開発・マーケティング活動を支援するため、首都圏、札幌圏及び中京圏に『マーケティングアドバイザー』を配置し、企業等からのマーケティングに関する相談〔例：商品がもっと売れるにはどうしたらいいか、新製品はどのように販売ルートにのせればいいのか、首都圏の市場動向やニーズはどうなっているか〕に対して助言等を行っています。

◆アドバイザー：流通・市場調査などの専門的な知識を持ち、第一線で活躍されている方々にアドバイザーをお願いしています。

◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、市場ニーズにマッチしたアドバイス等を行います。

◆費用負担：アドバイスを受けること自体は無料です。

ただし、相談は原則東京、札幌または名古屋で行いますので、東京、札幌または名古屋までの旅費については企業の負担となります。

また、アドバイザーに自社に来てもらう場合の旅費も企業の負担となります。なお、文書や電話、FAXやメールによる相談も可能ですが、アドバイザー事業の活用が、企業にとって実りあるものとするためにも、面談による相談がお勧めです。

◆相談対象者：どさんこプラザ（テスト販売・常設販売）で販路拡大を図っている（図ろうとしている）道内中

小企業者等

- ◆相談の申込み：「マーケティングアドバイザー助言・指導依頼書」を北海道経済部食関連産業室、北海道どさんこプラザ札幌店（札幌のみ）または各総合振興局・振興局商工労働観光課へ提出してください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ  
Tel：011-204-5766（担当：牧野、小掠）

## 「食の磨き上げ職人」について（北海道）

- ◆目的：道内で活躍するパイヤー等を「北海道『食の磨き上げ職人』」として任命し、道産品の磨き上げを目的に商品開発や販路拡大に関する事業者等への指導・助言を通じ、国内外で通用する北海道ブランドの創出を図ることを目的としています。
- ◆構成メンバー：道内の百貨店、テレビショッピング、雑誌、アンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」等の分野で活躍する北海道産品パイヤーやフードライター、料理人など12名にご協力をお願いしています。
- ◆業務：道内メーカーから相談のあった商品について、それぞれの専門分野から商品についてアドバイス等を行います。
- ◆費用負担：道が依頼する職人の業務については、相談者の費用負担はありません。  
ただし、相談は原則、札幌で行いますので、相談者の旅費は企業の負担となります。  
なお、アドバイスを企業にとって実りあるものとするために、面談による相談を原則とします。
- ◆相談対象者：商品の磨き上げに意欲がある事業者（こだわりをもって商品を製造しているが、市場ニーズにマッチしない等、販路に課題のある事業者等）
- ◆相談の申込み：「北海道『食の磨き上げ職人』アドバイス依頼書」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、北海道経済部食関連産業室または各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/index.htm>
- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ  
Tel：011-204-5766（担当：中田、牧野）

## 食クラスター活動について（北海道）

食クラスター活動は、産学官と金融機関の連携・協働により、北海道ならではの「食の総合産業（一次・二次・三次）」の構築を目指す取組です。

平成22年5月、この食クラスター活動を本格的に展開するため、全道的な推進母体となる「食クラスター連携協議体（FC/NW）」が発足いたしました。

FC/NWでは、参画いただいた生産者、食産業や関連産業の企業などの個々の事業やプロジェクトを試験研究機関や支援機関、行政機関などが積極的に支援することとしています。

～具体的には、

- 食クラスター連携協議体に参画いただくと、各種助成や商談会など、ビジネスに活用していただく情報をメールマガジンで提供します。（参画は無料です。）
- 食クラスター連携協議体事務局にご相談いただくと、支援方策等を専門機関で検討します。

◆参画登録申込方法

次のホームページから参画登録願います。 <http://www.fc-nw.jp/m-recruit>

◆事務局代表（参画申込書）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階  
 北海道経済連合会 食クラスター連携協議体事務局 TEL：011-221-6166 FAX：011-221-3608

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室（担当：食クラスターグループ）

TEL：011-204-5979

## 中小企業総合振興資金融資制度のご案内（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人（NPO法人）の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆中小企業総合振興資金の融資対象となる特定非営利活動法人

中小企業信用保険法	業種	常時使用する従業員の数
第2条第1項第6号 (特定非営利活動法人)	小売業	50人以下
	サービス業	100人以下
	卸売業	100人以下
	その他の業種	300人以下

◆制度概要

資金名		融資対象
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等
		政 策 サポ-ト
	観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等
再生支援貸付	①中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等	

経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	原料等 高騰	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等 ①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等
	防災・減災 貸付		事業継続計画（BCP）を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等
		耐震改修 対策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営 資金	一般貸付		中小企業者等
	小規模企業 貸付		従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の中小企業者等
		小口	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 年末における「休日中小企業経営・金融相談」のご案内【新規】（北海道）

道では、年末における中小企業の皆様からの経営や資金調達に関する相談にきめ細かく対応するため、中小企業課において、次のとおり休日相談を実施します。

- ◆実施場所：北海道経済部地域経済局中小企業課内（道庁本庁舎8階）
- ◆実施日時：12月29日（火）、30日（水） 午前9時から午後3時まで
- ◆電話番号：011-204-5346

## 勤労者福祉資金のご案内【新規】

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

- ◆融資対象者：○中小企業に勤務する方（前年の総所得が 600 万円以下の方）  
○非正規労働者の方（前年の総所得が 600 万円以下の方）  
○2年間で通算 12 ヶ月以上勤務している季節労働者の方（前年の所得が 600 万円以下の方）  
○企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者である方等）
- ◆資金使途：医療資金、教育資金、冠婚葬祭資金等の一般生活資金
- ◆融資限度額：中小企業に勤務する方 120 万円以内  
非正規労働者の方 120 万円以内  
季節労働者の方 120 万円以内  
離職者の方 100 万円以内
- ◆融資期間、融資利率その他の融資条件及び融資申込方法等については、こちらのウェブページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>
- ◆取扱金融機関：北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合
- ◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 能力開発セミナー（12-1 月開講予定）のご案内（北海道）

◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

(12-1月開講)													
技 専 名	訓練科目	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員	
				内	外	昼	夜			日数	時間		
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備法令	札幌市	○		○		H28.1.21	～	H28.1.22	2	14	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H27.12.5	～	H27.12.13	3	21	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H28.1.15	～	H28.1.16	2	12	15
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	建具技術科	建具加工技術	北見市	○		○		H28.1.30	～	H28.1.31	2	14	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	配管科	建築配管	室蘭市	○		○		H28.1.18	～	H28.1.19	2	12	10